

# 「文部科学大臣優秀教職員表彰」推薦取扱要領

(平成18年9月20日初等中等教育局長裁定)

(平成19年8月21日一部改正)

(平成21年9月1日一部改正)

(平成25年8月5日一部改正)

(平成28年9月20日一部改正)

(令和元年9月19日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(推薦方法)

- 1 別紙様式により「推薦書」(1部)、「推薦候補名簿」(各1部)及び「推薦調書」(各1部)を別途指示する日までに文部科学大臣宛てに推薦すること。

(教職員の推薦枠)

- 2 教職員の推薦は、第5項の場合を除き、国立学校にあつては各国立大学において1名以内、公立学校(公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものを除く。)にあつては各都道府県教育委員会又は各指定都市教育委員会において別途示す人数の枠内、私立学校及び公立大学の附属学校のうち教育委員会の所管に属さないものにあつては各都道府県において別途示す人数の枠内とする。

(「若手教職員等奨励賞」の推薦枠)

- 3 「若手教職員等奨励賞」に係る教職員の推薦は、前項で規定する人数の枠内で行うことができるものとする。

(教職員組織の推薦枠)

- 4 教職員組織(学校単位又は校長の指揮監督下にある分掌単位等をいう。以下同じ。)の推薦は、第5項の場合を除き、第2項で規定する人数に0.1を乗じた数(小数点以下は切上げ)を上限として、同項で規定する人数の枠内で行うことができるものとする。

(「社会に開かれた教育実践奨励賞」の推薦枠)

- 5 「社会に開かれた教育実践奨励賞」に係る教職員又は教職員組織の推薦は、「文部科学大臣優秀教職員表彰」実施要項第5条第2項各号に定める要件を満たす団体ごとに別途示す人数の枠内とする。

(決定事項の連絡)

- 6 表彰を受ける教職員及び教職員組織並びに表彰の日時及び場所等は、決定次第、推薦者宛てに通知する。